



BOJ *Reports & Research Papers*

2013年10月

国際収支関連統計の見直しについて

日本銀行国際局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行国際局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

【本レポートに関する照会先】

日本銀行国際局国際収支課 (boj-bop@boj.or.jp)

国際収支関連統計の見直しについて

1. はじめに

財務省・日本銀行は、わが国の国際収支関連統計¹について、2014年1月の取引計上分から大幅な見直しを行う。今回の統計見直しのポイントは、(1) 2008年にIMFが公表した国際収支マニュアルへの準拠、(2) 年次改訂制度の導入などであり、見直し後の統計は、金融経済情勢をよりの確に反映するとともに、公表計数の正確性と時系列計数の一貫性を高めるなど、統計ユーザーのニーズに資するものとなる。本稿では、今回の見直しの背景とわが国の国際収支関連統計の主な変更点について解説する²。

2. 見直しの背景と主な変更点³

(1) 国際収支マニュアルの改訂

わが国の現行の国際収支関連統計は、IMFが1993年に公表した国際収支マニュアル第5版⁴（以下、BPM5）に準拠して作成・公表している。しかし、BPM5公表後相応の期間が経過する中で、(イ) 1990年代半以降の通貨危機等の経験を踏まえて、各国経済の脆弱性を分析するに当たり、バランスシートデータを利用する考え方（バランスシートアプローチ⁵）への関心が高まったこと、(ロ) 国民

¹ フロー統計としては、国際収支統計（Balance of Payments、BOP）、対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース）がある。また、ストック統計としては、本邦対外資産負債残高（International Investment Position、IIP）、対外債務、銀行等対外資産負債残高がある。本稿では、これらを纏めて国際収支関連統計と呼んでいる。

² 国際収支関連統計の見直しにあたり、財務省・日本銀行は、報告者負担等に配慮しつつ移行準備を進めてきた。国際収支関連統計の基礎データである報告書様式等を規定する「外国為替の取引等の報告に関する省令」の一部改正は、2011年12月に公布済（2014年1月1日施行）であり、公布から施行まで約2年の準備期間を設けている。また、日本銀行ホームページでも、移行後の報告内容について、報告書様式および提出要領等の掲載を行っている。

³ 見直しの詳細は参考を参照。

⁴ The Fifth Edition of the Balance of Payments Manual。全文はIMFのWebサイト（<http://www.imf.org/external/np/sta/bop/BOPman.pdf>）から入手可能。

⁵ 各国経済の脆弱性を分析するに当たって、部門別ストック変数に着目する手法。例えば、通貨・期間のミスマッチや資産構成の偏りなどに着目して、部門別に脆弱性を分析するほ

経済計算（System of National Accounts、以下、SNA）⁶の基準改訂に向けた具体的な動きが始まり、国際収支関連統計を含めたマクロ経済統計間の整合性の強化が求められたこと、（ハ）世界経済のグローバル化や金融取引の高度化等に伴って経済活動が変化したことなどを受けて、IMFはBPM5を改訂し、2008年に国際収支マニュアル第6版⁷（以下、BPM6）を公表した。

BPM6は、BPM5と比べると、諸勘定の全体的な構造や大まかな定義は殆ど変更されず、むしろ、経済・金融の動向や経済政策上の関心を考慮したものとなっている。改訂に至った上記の背景を反映して、BPM6は、以下の特徴を有する。

- （イ） 対外資産負債残高、金融・資本関連統計の重視⁸
- （ロ） 項目の共通化や部門分類の拡充によるSNAとの整合性の強化
- （ハ） グローバル化した企業構造や生産体制、金融取引の高度化等を的確に把握するためのデータの整備

上記の背景を踏まえ、財務省・日本銀行は、わが国の国際収支関連統計に関し、2014年1月の取引計上分からBPM6に準拠した統計に移行する。現行統計から新統計への移行に伴う主要項目の組み替えと名称の変更は、図表1の通りである。

——現行の「資本収支」と「外貨準備増減」を統合して「金融収支」とするほか、現行の「資本収支」から「その他資本収支」を切り出して、「資本移転等収支」とし、「経常収支」や「金融収支」と並ぶ大項目としている。

か、部門相互の関連に着目し、金融ショックの伝播の可能性等を分析するアプローチ。

⁶ SNAも1993年に採択された従来版（93SNA）から2008年に改訂されている（08SNA）。BPM6は08SNAとの整合性に最大限配慮した作りとなっている。

⁷ The Sixth Edition of the Balance of Payments and International Investment Position Manual。全文はIMFのWebサイト

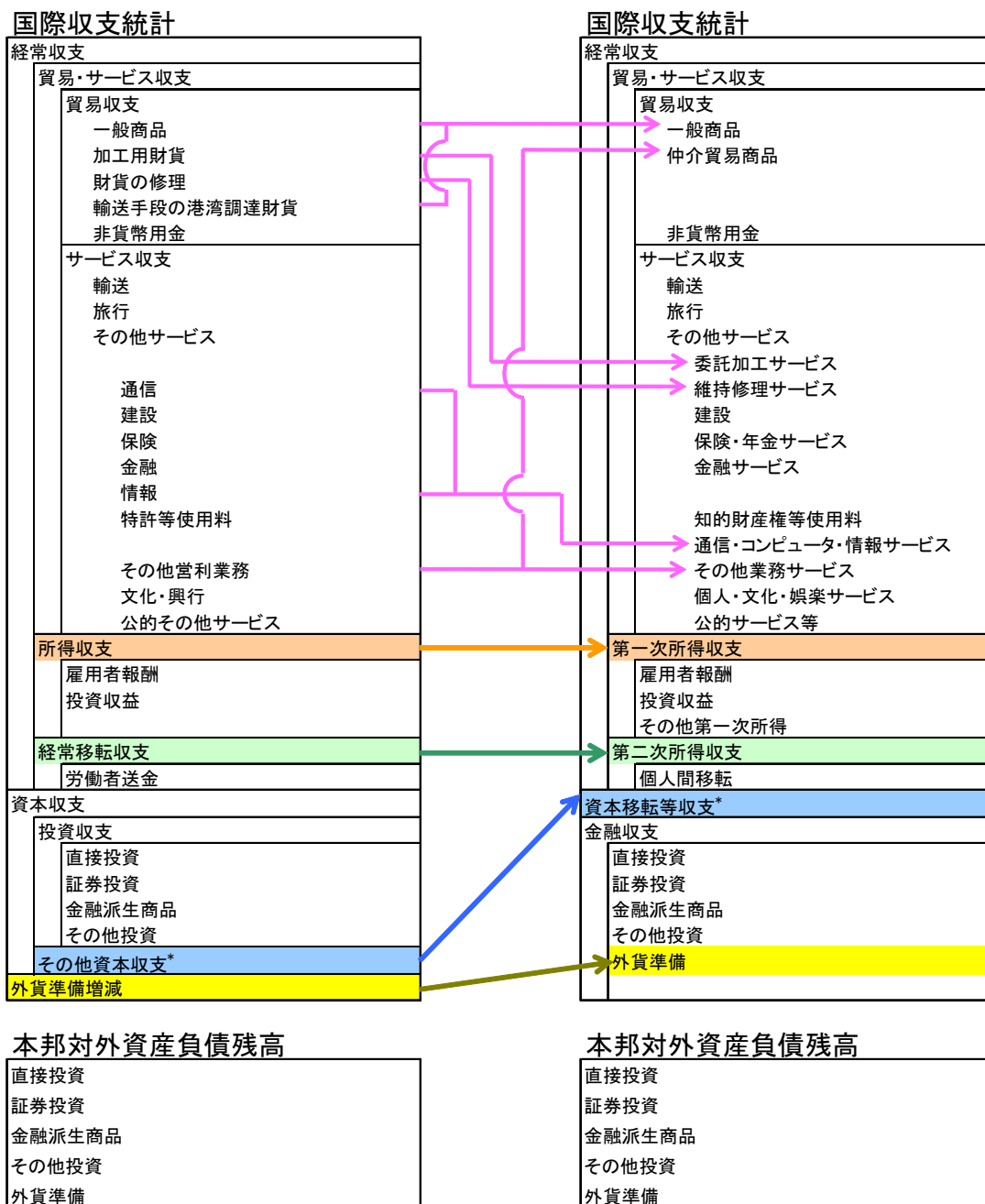
（<http://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/pdf/bpm6.pdf>）から入手可能。

⁸ マニュアルの名称にもIIPを明示（脚注7参照）。

図表 1 : 勘定体系 (主要項目の組み替えと名称の変更)

現行統計(BPM5準拠)

新統計(BPM6準拠)



* 非金融非生産資産(鉱業権等)の取得・処分、および資本移転を計上する項目。

以下では、BPM6 に準拠した統計への移行に伴う上記以外の変更点を、①金融関連項目の拡充、②SNA との整合性強化のための表記方法等の変更、③経済・金融活動を的確に把握するための計上基準や集計方法の変更の 3 点に整理して解説する。

① 金融関連項目の拡充

金融関連項目について、以下のように、部門の細分化や新たな分類での計数の作成を行う⁹。

- 国際収支統計、本邦対外資産負債残高において、「証券投資」、「金融派生商品」、「その他投資」の部門分類を現行の 3 部門（「公的」、「銀行」、「その他」）から 5 部門（「中央銀行」、「一般政府」、「預金取扱機関」、「その他金融機関」、「その他（一般事業法人、個人等）」）に細分化する（図表 2）。

——対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース）についても、上記に準じて部門を細分化する。

図表 2：部門分類の細分化

現行統計（BPM5 準拠） 3 部門	新統計（BPM6 準拠） 5 部門
公的	中央銀行
	一般政府
銀行	預金取扱機関
その他	その他金融機関
	その他（一般事業法人、個人等）

- 国際収支統計の「投資収益」の下位項目として「投資ファンド持分に係る投資収益」を新設し、国際収支統計及び本邦対外資産負債残高の「証券投資」の下位項目として「投資ファンド持分」を新設し、投資ファンドに係る取引を新たに計上する。

⁹ この他に、直接投資における計上原則を、Directional Principle から Asset and Liability Principle に変更する。この結果、例えば、海外子会社から本邦親会社への貸付は、Directional Principle では、資産サイドに負の投資（投下資産の回収）として計上したが、Asset and Liability Principle では本邦親会社の海外子会社からの借入として負債サイドに計上する。これにより、一国の資産・負債の状況がより明確に把握できるようになる（詳細は参考を参照）。

- 現行の本邦対外資産負債残高では、資産サイドの証券投資残高において、通貨別・証券種類別の計数を公表している。BPM6 に準拠した統計では、対象範囲を拡大し、資産サイド、負債サイドの双方において、証券に加えて負債性のある項目について、通貨別・部門別・期間別の計数を作成する。

② SNA との整合性強化のための表記方法等の変更

SNA との整合性を強化するため、以下の表記方法等の変更を行う¹⁰。

- 国際収支統計において、現行の「投資収支」および「外貨準備増減」では、資金の流出入に着目し、流入をプラス（+）、流出をマイナス（-）としているが、「金融収支」（現行の「投資収支」と「外貨準備増減」を統合したもの）では資産・負債の増減に着目し、資産・負債の増加をプラス（+）、減少をマイナス（-）とする。この結果、負債（対内投資）側の符号は現在と同じであるが、資産（対外投資）側の符号が現在と逆になる（図表3）。

——また、ネット収支の算出方法も現行の「資産+負債」から「資産-負債」に変更する。

図表3：符号表示の変更

		現行・投資収支 および外貨準備増減 (BPM5 準拠)	新・金融収支 (BPM6 準拠)
資産側	資金流出 =資産増加	(-)	(+)
	資金流入 =資産減少	(+)	(-)
負債側	資金流入 =負債増加	(+)	(+)
	資金流出 =負債減少	(-)	(-)

¹⁰ この他に、SNA との整合性強化として、「間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured、FISIM)」を導入する（詳細は参考を参照）。

この結果、国際収支統計にかかる恒等式も以下の通り変更になる。

現行統計：経常収支＋資本収支＋外貨準備増減＋誤差脱漏＝0

新統計：経常収支＋資本移転等収支－金融収支＋誤差脱漏＝0

- 現行の「所得収支」と「経常移転収支」について、呼称をSNAに合わせてそれぞれ「第一次所得収支」と「第二次所得収支」に変更する。

③ 経済・金融活動を的確に把握するための計上基準や集計方法の変更

今回行う主要な計上基準や集計方法の変更は以下の通り（詳細は参考を参照）。

図表4：BPM6 準拠統計への移行に伴う計上基準や集計方法の変更

所有権移転原則の徹底	所有権移転原則の例外として扱っていた財貨の加工、財貨の修理、仲介貿易を、所有権移転原則に沿った扱いとする。この結果、所有権の移転していない財貨の加工、財貨の修理を貿易収支からサービス収支に、移転している仲介貿易をサービス収支から貿易収支に計上する。
ディーラー・マージンの導入	金融商品の売買代金に含まれている間接的に徴収される取引手数料を、「金融収支」から控除し、「金融サービス」に計上する。
特許権・著作権売買の取扱いの変更	特許権等を非生産資産ではなく生産資産として扱い、その売買を「その他サービス」の下位項目に計上する。
証券貸借取引の取扱いの変更	「証券投資」に計上（「その他投資」に対応計上）していた証券貸借取引について、対象証券の経済的所有権が移転していない実態を踏まえ、計上を取り止める。

(2) 年次改訂制度の導入

現行の国際収支統計は、公表計数を速報の公表から2～4ヶ月後¹¹の確報の公表時においてのみ改訂し、確報計数の改訂は原則として行っていない¹²。また、各年末時点での本邦対外資産負債残高については、原則として公表後の改訂を行っていない。これは、統計の頻繁な改訂は安定性を損なうという考え方に基づくものである。もっとも、後述の再投資収益¹³のように、確報公表時までには原資料を入手できないケースや、確報公表後に報告計数が訂正されるケースが散見され、統計の正確性と時系列データの一貫性向上のために、統計の改訂頻度の向上が課題となっていた¹⁴。

こうした状況を踏まえ、BPM6 に準拠した統計への移行に合わせて改訂方針を見直し、年次改訂制度を導入することで、改訂頻度を引き上げる。具体的な年次改訂制度の内容等は以下の通り（図表5）。

図表5：年次改訂制度の内容等

対象統計	BPM6 に準拠した国際収支統計（地域別、季節調整値を含む）、本邦対外資産負債残高（四半期推計を含む） ——業種別・地域別直接投資、対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース）は対象外
改訂対象期間	過去2年間（Y-2～Y-1年） ¹⁵ ——国際収支統計については、現行の確報に該当する改訂も継続（第2次速報と呼称予定）
改訂頻度	年1回

¹¹ 対象月の速報計数を翌々月の第6営業日に公表し、対象四半期の各月確報計数を翌々四半期の最初の月の第6営業日に公表している。このため、対象四半期最終月の速報公表から確報公表までの間隔が約2ヶ月となる一方、最初の月の間隔は約4ヶ月となる。

¹² 確報確定後の改訂は、必要な場合に不定期に行っていた。

¹³ 国際収支統計では、直接投資企業の収益のうち、投資家に配分されずに内部留保として積み立てられたものを投資家に帰属する持分とみなし、その持分が一旦投資家に配分された後、直ちに再投資されたものとして、「所得収支」（BPM6 では「第一次所得収支」）と「直接投資」の下位項目に再投資収益として同額を計上する扱いとしている。

¹⁴ IMF は2005年にわが国の主要な経済6統計を国際基準を基に評価した（Japan: Report on the Observance of Standards and Codes - Data Module、以下ROSC）。その中で、IMF は国際収支統計の改訂方針の見直しを推奨し、わが国もBPM6 対応時に改善を図る予定である旨回答した。報告書の全文は、IMF のWeb サイト

（<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2006/cr06115.pdf>）から入手可能。

¹⁵ 2014年1月分から作成するBPM6 に準拠した統計を対象とするため、2015年の年次改訂では、原則として2014年の計数のみが改訂対象となる。2016年以降は、Y-2～Y-1年の計数が改訂の対象となる。

この年次改訂制度の導入に伴う統計データの改善の一環として、再投資収益の計上時期を見直す。再投資収益計上の基礎データは企業の決算データであり、対象企業の会計年度終了までは入手が不可能である。このため、諸外国では基礎データ入手前には推計値を計上し、基礎データ入手後に前会計年度に遡及して計数を改訂する方法が一般的であるが、わが国の現行の国際収支関連統計では、こうした遡及改訂の仕組みがないため、便宜的に計上時期を後ろにずらし、実際の収益稼得時期の翌会計年度の途上から計上する扱いとしている（計上時期が17ヶ月後ずれ）。年次改訂の導入を機にこの扱いを改め、年次改訂時に計上時期を調整し、再投資収益の本来の稼得時期に計上する扱いに変更する（図表6）¹⁶。

図表6：再投資収益の計上時期調整の概念図



(3) その他の見直し

今回の国際収支関連統計の見直しに当たっては、上記のBPM6に準拠した統計への移行や年次改訂の導入以外にも、統計精度や統計ユーザーの有用性の向上を企図して、推計方法の改善や基礎データの拡充等各種の見直しを予定している。見直しは広範多岐にわたるが、主要なものの概要は以下の通り（図表7、詳細は参考を参照）。

¹⁶ こうした計上時期の調整のためには、2年以上の計数改訂が必要。このため、年次改訂において、再投資収益（およびその上位項目）については、他項目より長い改訂期間を設ける。

図表7：その他の見直し

「その他サービス」の計数補填	小口取引の割合が高いことからカバレッジに課題のあった「その他サービス」において、推計によって、小口取引に係る計数を補填する。
直接投資における定義の変更	直接投資の判断基準を発行済株式(発行済株式の10%以上)から議決権(議決権ベースで10%以上)に変更する。間接出資先も直接投資の対象とする。
業種別・地域別直接投資収益の公表	「直接投資収益」の業種別・地域別計数を作成・公表する。
四半期推計に関する推計誤差の平準化	本邦対外資産負債残高および対外債務における四半期推計値の推計誤差を、第3四半期末と年末の残高差に集約させず、各四半期に再配分する。

3. 現行統計の遡及組み替え計数の公表

新統計への移行に伴い、国際収支関連統計について、2014年1月分以降の計数とそれ以前の時系列計数との間で連続性が失われることになるが、時系列計数に関するユーザーのニーズを踏まえ、新統計の公表に合わせて、新統計と連続性のある過去の時系列計数を提供する予定である。具体的には、BPM5に準拠する現行統計（国際収支統計、本邦対外資産負債残高）をBPM6に準拠する新統計の基準により組み替え、さらに再投資収益の計上時期を見直した計数（以下、6版組み替え計数）を過去に遡って作成し、2014年1月分速報を公表する3月初旬に公表する予定である。

——わが国がBPM5に準拠した統計作成を開始し、現行ベースのデータが揃っている1996年以降の月次国際収支統計、年末時点での本邦対外資産負債残高を対象とする。

——6版組み替え計数は、現行統計の枠組みにおいて収集したデータをBPM6準拠計数に組み替えたものである。このため、上述の見直し全てを反映したものではなく、BPM6準拠統計で初めて作成する項目など、現行のBPM5準拠統計ではデータを集計していない項目（部門の細分化など）は対象外である。

6版組み替え計数について、現時点の情報を基に主要項目の暦年計数を暫定的

に試算してみると、経常収支は、主に再投資収益の計上時期の見直しを受けた「第一次所得収支」の変化を反映した動きとなっている。また、「金融収支」は、現行の「投資収支」と比べ、符号表示の変更や「外貨準備」（現行での「外貨準備増減」）を下位項目として取り込んだことを主因に変動している（図表8）。

図表8：6版組み替え計数（暫定試算）

現行(BPM5準拠)					新(BPM6準拠)				
	暦年					暦年			
	2009年	2010	2011	2012		2009年	2010	2011	2012
経常収支	13.7	17.9	9.6	4.8	経常収支	13.6	19.1	10.1	4.8
貿易・サービス収支	2.1	6.6	△3.4	△8.3	貿易・サービス収支	2.1	6.6	△3.4	△8.3
貿易収支	4.0	8.0	△1.6	△5.8	貿易収支	5.4	9.5	△0.3	△4.3
サービス収支	△1.9	△1.4	△1.8	△2.5	サービス収支	△3.3	△3.0	△3.0	△4.0
所得収支	12.8	12.4	14.0	14.3	第一次所得*	12.6	13.6	14.6	14.3
経常移転収支	△1.2	△1.1	△1.1	△1.1	第二次所得	△1.2	△1.1	△1.1	△1.1
資本収支 (capital and financial account)	△14.3	△17.7	1.2	△8.2	資本移転等収支 (capital account)**	△0.5	△0.4	0.0	△0.1
投資収支 (financial account)	△13.8	△17.3	1.1	△8.2	金融収支 (financial account)	16.2	22.3	13.2	5.1
直接投資	△5.9	△5.0	△8.7	△9.6	直接投資*	5.7	6.3	9.3	9.6
証券投資	△20.5	△13.2	12.9	△3.2	証券投資	20.5	13.2	△12.9	3.2
金融派生商品	0.9	1.0	1.3	△0.6	金融派生商品	△0.9	△1.0	△1.3	0.6
その他投資	11.6	0.0	△4.4	5.3	その他投資	△11.6	△0.0	4.4	△5.3
その他資本収支 (capital account)**	△0.5	△0.4	0.0	△0.1	外貨準備	2.5	3.8	13.8	△3.1
外貨準備増減	△2.5	△3.8	△13.8	3.1	誤差脱漏	3.1	3.6	3.1	0.3
誤差脱漏	3.1	3.6	3.1	0.3					

* 再投資収益の計上時期の見直しは2011年12月分まで。

** 非金融非生産資産（鉱業権等）の取得処分、および資本移転を計上する勘定。

4. 終わりに

今回の見直しにより、わが国の国際収支関連統計は最新の国際基準に即したものとなる。加えて、公表項目の拡充等により経済実態をよりの確に反映しつつ、年次改訂制度の導入等により正確性も向上するなど質的に大きく改善し、統計利用者にとっての有用性が一段と向上すると考えている。

今後、見直し後の国際収支関連統計の利用状況や報告者の報告負担等に適切に配慮しつつ、利用価値の高い統計を作成・公表していく所存である。

以上

国際収支関連統計見直しの詳細

1. 国際収支統計

(1) 経常収支

① 所有権移転原則の徹底¹

BPM5 において所有権移転原則の例外として扱っていた財貨の加工、財貨の修理、仲介貿易について、BPM6 では所有権移転原則に沿った扱いとなる。これに伴い、わが国の国際収支統計でも、これらの項目の計上方法を以下の通り変更する。

- 財貨の加工、財貨の修理：所有権は、通常、加工や修理を行う者に移転せず、加工や修理を依頼したもとの所有者に留まるため、原則に照らせば、財貨に計上すべきでない。もともと、BPM5 では、加工や修理のために国境を越える商品は、所有権移転原則の例外として財貨に計上すべきとしており、わが国でもこれに従っていた。BPM6 では、これらを加工賃及び維持・修理費を受払するサービス取引と整理したことから、わが国でもこれらを「サービス収支」の「委託加工サービス」および「維持修理サービス」に計上するとともに、加工や修理の対象となる商品については財貨に計上しない扱いに変更する。
- 仲介貿易²：BPM5 では、仲介貿易をブローカーによる仲介サービス取引と捉え、所有権移転原則の例外として扱っていたことから、現行統計では「サービス収支」の内訳項目である「仲介貿易・その他貿易関連」に手数料相当額を計上している。しかし、BPM6 では、仲介貿易を所有権の移転を伴う商品の売買取引と整理したことから、わが国でもこれに従って、「サービス収支」への計上をとりやめ、「貿易収支」の「仲介貿易商品」に計上³する扱いに変更する。

¹ BPM6 のパラグラフ 3.41 では「経済的所有権の移転は、財貨、非金融非生産物資産、金融資産の取引について発生主義基準での計上時期を判断する上で、最も重要な概念である。」としている。

² BPM6 のパラグラフ 10.41 では「居住者が非居住者から財貨を購入することと、その後、同じ財貨を別の非居住者に転売することの組み合わせであって、この間、当該財貨が統計作成経済に存在しないものである。」としている。

³ 居住者の非居住者からの貨物の購入を負の輸出、居住者の他の非居住者への転売を正の輸出として計上する。

② FISIM の導入

銀行等の金融機関は貸付業務や預金業務を通じて資金仲介サービスを提供しているが、そのサービス料は、明示的に徴収されず、貸付金利や預金金利の利鞘の一部として間接的に徴収される場合が一般的である。SNA では、このような「間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured、以下 FISIM)」の概念を 93SNA から採用していたが、BPM5 では導入を見送っていた。BPM6 では、SNA に合わせる形で FISIM を採用した。これを受けて、わが国の国際収支統計でも、貸付金利や預金金利に含まれる利鞘の一部を金融仲介サービスの対価に相当するものと捉え、この部分を推計の上、「サービス収支」の内訳項目である「金融サービス」に計上する⁴。

——これに伴い、「第一次所得収支」には、貸付金利や預金金利から FISIM を控除した金額を計上する。

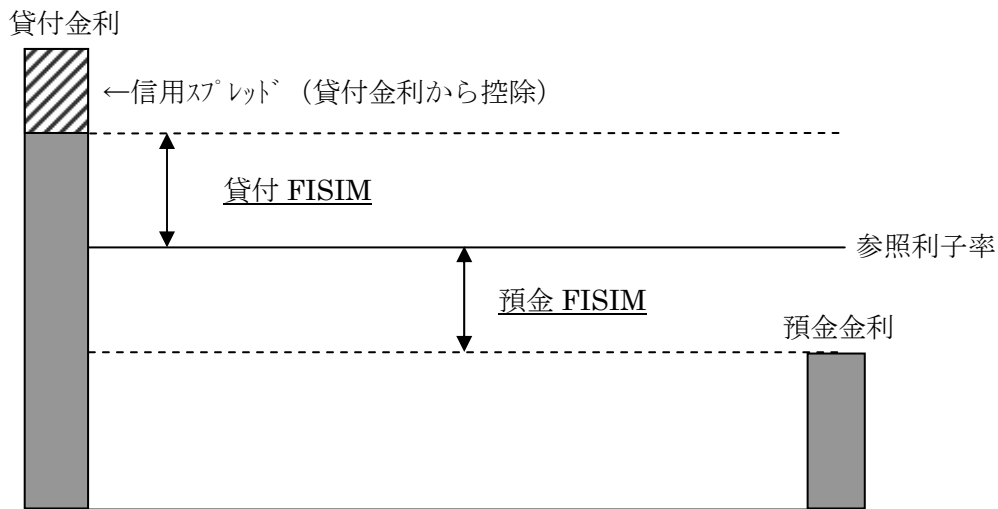
FISIM の推計対象となる取引は、受取側の「貸付／借入」の部門「預金取扱機関」（「本支店勘定」を除く、貸付 FISIM）、支払側の「現・預金」の部門「非金融法人、家計および対家計民間非営利団体」（預金 FISIM）の 2 項目である。前者には、預金取扱機関が行う非居住者向け貸付（本支店勘定を除く）、後者には、非金融法人等による非居住者金融機関への預金が該当する。

FISIM の推計は、貸付金利や預金金利と、サービスの要素を含まず貸付・預金のリスク・満期構成を反映した参照利子率とを比較することで行う⁵。このうち、貸付金利および預金金利は、短期的な金利変動がサービスの質・量の変化として計上されることを回避するため、過去 12 か月移動平均した受取・支払利子を用いる。また、参照利子率としては、代表的な銀行間の貸借金利を用いる。なお、貸付金利に含まれる信用リスクプレミアムについては、金融仲介サービスの対価ではなく想定される信用コストの代償であるとみなして、貸付金利から信用リスクプレミアムを控除したものをを用いて FISIM を算出する（図表 1）。

⁴ 海外の国民経済計算および国際収支統計においては FISIM の導入の準備が進んでいるほか、わが国でも内閣府が SNA 統計の 2005 年基準改定時に FISIM の導入を開始している。

⁵ 本邦国際収支統計では、通貨については、円、米ドル、ユーロの主要 3 通貨を対象に FISIM を推計する。

図表 1 : FISIM 算定方法のイメージ



③ ディーラー・マージンの導入

金融商品取引に係るサービス手数料は、明示的に課金される取引手数料と、売買スプレッドを通じて間接的に徴収される取引手数料（以下、ディーラー・マージン）に大別することができる。これらはともにサービスとして「経常収支」に計上すべきである。もっとも、前者は、取引手数料として報告されているためサービスとして「経常収支」に計上できているが、後者は金融商品の売買代金と区別されることなく合算して売買代金として報告されているため、現行では「資本収支」の「証券投資」等に混入したまま計上している。

BPM6 のパラグラフ 10.122 では、「スプレッドの存在は、こうした業者が、流動性と在庫を提供することにより、卸売業者に似通った方法で市場での役割を果たしていることを表している」として、このディーラー・マージンについて、「金融収支」から控除し「金融サービス」に計上することを求めている。このため、わが国の国際収支統計でも、BPM6 移行を機に、債券売買額に当該商品の平均的な売買スプレッドを乗じることによって、ディーラー・マージンを推計し「金融サービス」に計上する。

——これに伴い、「金融収支」の「証券投資」等には、売買代金からディーラー・マージン分を控除した売買代金が計上される。

④ 特許権、著作権売買の取扱の変更

研究開発の成果である特許権等の売買については、現在、BPM5 に基づき、非生産資産として「その他資本収支」の内訳項目である「その他資産」に計上している。一方、BPM6 では、これを生産資産として扱い、サービスとして認識することとされたことから、「サービス収支」の内訳項目である「その他業務サービス」の中の「研究開発サービス」へ計上する。これは 08SNA において、特許権等の扱いが従来の非生産非金融資産（中間財）から生産資産（無形固定資産）へと変更されたことに合わせたものである。特許権等の売買と同様に、現在「その他資本収支」に計上している著作権（音楽、映像、ソフトウェア、文学、学術、美術、キャラクター〈除く映像形式〉に関するもの）の売買についても、「サービス収支」の内訳項目に計上替えする。

⑤ 「その他サービス」の計数補填

国際収支統計を作成する基礎資料の1つとなる「支払又は支払の受領に関する報告書」は、報告下限金額がかなり高い⁶ため、当該報告書を主な基礎資料としており小口取引の割合が高い「その他サービス」では、カバレッジに課題があった。

このため、「その他サービス」について、BPM6 に準拠した統計への移行の機会を捉えて、小口取引に係る計数を推計により補填する。具体的には、「その他サービス」の各項目について、当該報告書の報告金額集計値に項目別の補填率を乗じる形で計数作成を行う。

補填率は、各項目に係る当該報告書（標本）の背景にある取引（母集団）がパレート分布に従うと仮定⁷して算出する。また、前年の当該報告書のデータを基に収支項目毎に年一回見直す。

⑥ 業種別・地域別直接投資収益の公表

現行統計においては、「直接投資」の業種別・地域別の計数について、フロー計数は四半期ごと、残高は年次（年末時点）で公表している。もっとも、「直接

⁶ 原則として1回の支払等の金額が3,000万円相当額以下の場合、報告が不要となる。

⁷ 「その他サービス」の各項目における当該報告書の報告金額の度数分布が、報告金額の増加に伴い件数が顕著に減少する形となっていることから、分布の左裾が厚く右裾が薄いパレート分布を選択した。

投資」の結果得られる果実としての「直接投資収益」は、これまで地域別のみでの公表となっており、直投収益率等の詳細な分析が難しかった。

2014年分以降の国際収支統計では、ユーザーの分析ニーズに応えるため、「直接投資収益」の業種別・地域別計数を四半期ごとに作成・公表する。

(2) 金融収支

① 直接投資の計上原則の変更

国際収支統計、本邦対外資産負債残高において、直接投資の計上原則を現行の Directional Principle から、Asset and Liability Principle に変更する（図表2）。これによって、一国の対外資産・負債の状況がより明確に把握できるようになるとともに、対外債務統計等、他の残高統計との整合性が向上し、統計間の比較にも役立つこととなる。

図表2：直接投資の計上原則の変更

現行 (BPM5 準拠) Directional Principle	本邦親会社の海外子会社への投資を資産（対外投資）、海外親会社の本邦子会社への投資を負債（対内投資）とする原則。子会社から親会社への投資は、負の投資として親会社による投資の回収として計上する。 ——例えば、海外子会社の本邦親会社への投資は、負債ではなく、資産サイドに負の投資として計上する。
新 (BPM6 準拠) Asset and Liability Principle	親子関係によらず、本邦から海外関連会社への投資を資産（対外投資）、海外関連会社から本邦への投資を負債（対内投資）と認識する原則。

② 直接投資の定義の一部変更

現行の国際収支関連統計では、発行済株式の10%以上の所有を直接投資として定義していたが、支配や影響力をより重視するため、BPM6 に即して議決権ベースで10%以上の所有を直接投資とすることに変更する。

また、企業グループにおいて、直接的な出資関係だけでなく、持株会社等を通じた間接的な出資関係が増加していることから、間接出資先（孫会社等）の内部留保を新たに「直接投資」の計上対象とする。併せて、間接出資先との間

の貸借や債券の取引も、「直接投資」の対象に加える。上記の見直しに伴い、「直接投資収益」の範囲等も変更する。

③ 証券貸借取引の取扱いの変更

証券貸借取引について、現行統計では、所有権の移転を擬制して「証券投資」に計上（対応勘定として「その他投資」に同額を計上）している。しかしながら、契約上、所有権が移転しないことに加え、証券貸借取引の規模が大きく、これを「証券投資」に含めることで、本来の証券売買等の実態が把握し難くなっていることを踏まえ、BPM6 では証券貸借取引を「証券投資」に計上しないよう推奨している。こうした扱いを踏まえ、わが国でも BPM6 に準拠した統計では、「証券投資」、「その他投資」への計上を取り止める。

なお、わが国の国際収支関連統計では、証券貸借取引に関する上記の考え方を踏まえ、既に証券貸借を除く計数を作成し、参考値として公表してきた。

④ 投資ファンドに係る項目の新設

現行統計では、投資ファンドへの投資を、ファンドの形態に応じて、会社型については「株式」に、契約型については「中長期債」に計上していた（直接投資に該当するものは除く）。BPM6 に準拠した統計では、「証券投資」の下位項目として「投資ファンド持分」を新設し、ファンドの形態に関わらず、ここに投資ファンドへの投資や回収を計上する。これに伴い、投資ファンドへの投資に係る収益分配金についても、「投資収益」の下位項目として「投資ファンド持分に係る投資収益」を新設する。

2. 本邦対外資産負債残高

(1) 金融派生商品の捕捉範囲の拡大

本邦対外資産負債残高では、本文で解説した金融関連項目の拡充や「1. 国際収支統計」における改訂内容に加え、金融派生商品に関する捕捉範囲を拡大する。

すなわち、現行では、「金融派生商品」には、オプション取引や先物取引などに係るポジションが計上されていたが、BPM6 に準拠した統計への移行に伴い、

捕捉範囲を拡大し、スワップ取引に係るポジションも計上を開始する。

(2) 四半期推計に関する推計誤差の平準化

本邦対外資産負債残高および対外債務の四半期推計値のうち、第1～3四半期末計数は、国際収支統計の速報フロー計数を用いて1次推計値を公表した後に、確報フロー計数を用いた2次推計値を公表している。一方、年末計数については、1次推計値を公表した後に、本邦対外資産負債残高の報告に基づく値を公表している。このため、統計上は、フロー計数を積上げた推計値と報告書を元にした集計値の差分（積み上げ推計誤差）が、第3四半期末と年末の残高差にのみ現れる（図表3）。

このような積み上げ推計誤差は、各四半期末残高の計数を推計する際に発生した誤差が累積したものであることから、年次改訂を実施する際に各四半期に再配分する⁸。

——基本的に、年末の1次推計値と報告書を元にした集計値の差額を4等分し、それを第1四半期末以降の各期末残高に積み上げることで作成する。

⁸ 2014年中の本邦対外資産負債残高および対外債務は、現行統計の2013年末残高にBPM6に準拠した新統計ベースのフロー計数を積み上げて作成するため、①5部門の計数が作成できない、②直接投資等の定義の変更が生じた項目に歪みが生じる、といった問題が発生する。

このため、当該期間中の計数については、2014年末残高（BPM6ベース）を作成した段階で、同年末残高の計数を用いて部門細分化や定義変更に対応した計数を作成・公表する予定。

図表3：積み上げ推計誤差再配分のイメージ

【例】フロー計数の積み上げによる各四半期残高の推計値が以下のように推移した後、第4四半期に推計値と報告書を元にした集計値の間に40の差分（積み上げ推計誤差）が発生

	1Q	2Q	3Q	4Q
フロー計数の積み上げによる推計値	100	110	120	130
報告書を元にした集計値				170
現行統計での最終的な公表値 (1~3Qの値は、推計値)	100	110	120	170
新統計での最終的な公表値※ (1~3Qの値は、推計値に積み上げ推計誤差を再配分したもの)	110	130	150	170

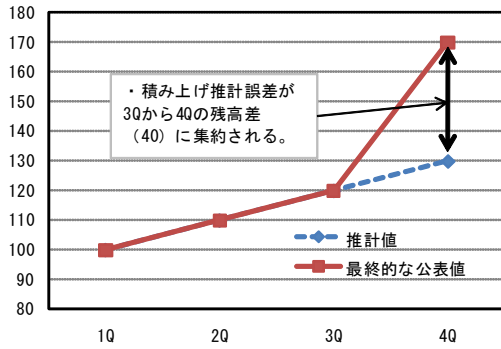
※年次改訂実施後。

+10 +10 +10 +10

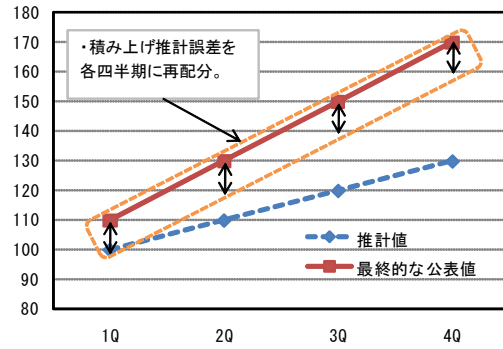
+40

・フロー計数の積み上げによる推計値と報告書を元にした集計値の差分（積み上げ推計誤差、40）を、各四半期に再配分。

現行統計（BPM5準拠）



新統計（BPM6準拠）



・積み上げ推計誤差（40）を3Qから4Qの残高差に集約させるのではなく、各四半期に再配分（左記のケースでは各期に10ずつ残高に上乘せ）する。

3. 対外及び対内証券売買契約等の状況

「対外及び対内証券売買契約等の状況（指定報告機関ベース、週次・月次）」は、クロスボーダーの証券投資について、速報性を重視し、予め財務大臣が指定する主要金融機関のみを報告者とする統計であるが、国際収支統計の証券投資との共通性が高いことから、BPM6に準拠した統計への移行に伴い、両者の整合性を維持するため、次の点を変更する。

(1) 対外証券投資のネットの符号表示

これまで対外証券投資のネットは、プラス（+）表示であれば処分超、マイナス（-）表示であれば取得超を表していたが、2014年1月取引計上分以降はこれが逆となり、プラス（+）表示であれば取得超、マイナス（-）表示であれば処分超を表すこととなる。

(2) 証券種類名の一部変更

これまでの証券種類名は、「株式」「中長期債」「短期債」としていたが、2014年1月取引計上分以降は、国際収支統計の「金融収支」の名称に合わせ、「株式」を「株式・投資ファンド持分」に変更する。なお、「株式・投資ファンド持分」の内訳項目（「株式」および「投資ファンド持分」）の公表を行わない。

以 上